平成30年第3回江差町議会定例会資料

資料1:	江差町課設置条例一部改正(案)の概要【議案第2号関係】	P	1
資料2:	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照		
	表【議案第3号関係】	P	6
資料3:	㈱ユーラス江差風力地域貢献寄付金活用事業【議案第4号関係】	… P 1	ιo
資料4:	町有施設等ブロック塀取り壊し箇所【議案第4号関係】	… P 1	l 1
資料5:	役場庁舎電気設備改修工事施工箇所【議案第4号関係】	P 1	12
資料6:	第6次江差町総合計画基本構想策定業務の概要【議案第4号関係】	…P 1	13
資料7:	介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用した集会施設の改修内容		
	【議案第4号関係】	P 1	14
資料8:	江差町老人福祉センター浄化槽ばっ気ブロワー取替工事の概要【議案第4号関		
	係】	P 1	L 5
資料9:	江差町老人福祉センター外構改修工事の概要【議案第4号関係】	P 1	L 6
資料10:	不妊治療費助成事業概要【議案第4号関係】	P 1	17
資料11:	檜山地域人材開発センター(食品系実習室シャッター修繕・浄化槽ブロアー		
	取替工事)【議案第4号関係】	… P 1	L 9
資料12:	江差版観光DMO"(仮称)北海道江差まちづくり機構"の設立について		
	【議案第4号関係】	P 2	2 O
資料13:	普通河川陣屋川護岸整備調査設計業務予定箇所図【議案第4号関係】	P 2	2 7
資料14:	江差港新北埠頭侵入防止柵整備事業の概要【議案第4号関係】	P 2	2 8
資料15:	陣屋団地消防設備改修工事施工箇所【議案第4号関係】	P 2	2 9
資料16:	江差北小学校電気設備改修【議案第4号関係】	P 3	3 0
資料17:	江差小学校バスケットゴール改修【議案第4号関係】	P 3	3 1
資料18:	江差北中学校体育館屋根・外壁等改修工事実施設計委託業務【議案第4号関		
	係】	P 3	3 2
資料19:	平成30年度国・道への要望等状況一覧(平成30年6月1日~平成30年8月31日)	P 3	3 3

「江差町課設置条例」一部改正(案)の概要

1. 主な改正内容

- ◆高齢者支援において、分散されている業務を集約することで、より一層の対応への充実を 図るため、新たに「高齢あんしん課」を設置する。
- ◆「町民福祉課の高齢者支援業務」並びに「健康推進課介護保険係及び地域包括支援係」を 「高齢あんしん課」へ業務移動する。
- ◆「ひのき荘新築移転」等の支援業務は「高齢あんしん課」において対応する。
- ◆「健康分野」と「医療分野」の連携を高めるため「町民福祉課国保医療係」を「健康推進課」へ業務移動する。

2. 対象課・係の新旧対象

課名	改正後(予定)	人数)	現行
健康推進課	〇管理職(課長) 〇健康推進係 〇国保医療係	1人 6人 2人 (合計9人)	○管理職(課長) 1人 ○健康推進係 6人 ○介護保険係 3人 ○地域包括支援係 3人 (合計13人)
町民福祉課	○管理職 (課長·主幹) ○福祉子育て係 ○住民おもてなし係	2人 4人 3人 (合計9人)	○管理職(課長·主幹) 2人 ○福祉子育て係 4人 ○住民おもてなし係 3人 ○国保医療係 2人 (合計11人)
高齢あんしん課	〇管理職(課長) 〇高齢者支援係(新設) 〇介護保険係 〇地域包括支援係	1人 1人 3人 3人 (合計8人)	_
ひのき荘	ー ※本庁への異動4人中、 あんしん課」へ配置		○管理職(荘長)1人 ○指導員 1人 ○支援員 4人(うち2人退職) ○栄養士 1人(うち1人退職) (合計7人)

3. 施行予定日 平成30年10月1日

4. 対象となる課・係の事務分掌

◆「健康推進課」事務分掌

- (1)特定健診及び生活習慣病予防の推進に関する事項
- (2)保健予防及び指導に関する事項
- (3)国民健康保険に関する事項 ⇒ 「町民福祉課」から業務移動
- (4)国民年金に関する事項 ⇒ 「町民福祉課」から業務移動
- ◇健康推進係…変更なし(9項目)
- ◇国保医療係 ⇒「「町民福祉課」から業務移動
 - (1)国民健康保険事業の運営に関すること。
 - (2)国民健康保険事業の安定化対策に関すること。
 - (3)国民健康保険運営協議会に関すること。
 - (4) 高齢者医療、乳幼児医療、母子家庭医療、重度心身障害者医療に関すること。
 - (5)助産費、埋葬費の給付に関すること。
 - (6)国民年金被保険者の異動処理に関すること。
 - (7)国民年金事務に関すること。

◆「町民福祉課」事務分掌

- (1)総合窓口に関する事項
- (2)戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (3)諸証明に関する事項
- (4)社会福祉に関する事項
- (5)保育所に関する事項
- (6)子育て支援に関する事項
- ◇住民おもてなし係···変更なし(14項目)
- ◇福祉子育て係
 - (1)保育所に関すること。
 - (2)子育て支援に関すること。
 - (3)社会福祉委員に関すること。
 - (4)社会福祉法人及び社会福祉事業団体に関すること。
 - (5)社会福祉施設及び社会福祉事業に関すること。
 - ⇒ 社会福祉施設中「老人福祉センター」を「高齢者支援係」に移動
 - (6)生活保護に関すること。
 - (7)身体、知的障害者支援費支給等に関すること。
 - (8)こども手当に関すること。
 - (9)戦傷病者及び遺族に関すること。
 - (10)旧軍人引揚者に関すること。
 - (11)災害罹災者の保護に関すること。
 - (12)民生委員推薦会に関すること。
 - (13)精神障害者に関すること。
 - (14)町内会等関係団体の指導育成に関すること。
 - (15)その他社会福祉及び援護に関すること。

「高齢者支援係」に移動する事務

- (1)高齢者対策に関すること。
- (2)高齢者関係団体の指導育成に関すること。
- (3)養護老人ホーム入所措置に関すること。

◆「高齢あんしん課」事務分掌

- (1)介護保険に関する事項
- ⇒ 「健康推進課」から業務移動
- (2)地域包括支援業務に関する事項 ⇒ 「健康推進課」から業務移動
- (3)高齢者支援に関する事項
- ⇒ 「町民福祉課」から業務移動
- ◇介護保険係 ⇒ 「健康推進課」から業務移動
 - (1)介護保険に関すること。
- ◇地域包括支援係 ⇒ 「健康推進課」から業務移動
 - (1)地域包括支援業務に関すること。

 - (2)在宅型総合福祉施設に関すること。 \Rightarrow 新たに項目追加 (3)生きがい交流センターに関すること。 \Rightarrow 新たに項目追加
- ◇高齢者支援係 ⇒ 新設
 - (1)高齢者支援に関すること。
- ⇒「福祉子育て係」から業務移動
- (2)高齢者関係団体の指導育成に関すること。⇒ 「福祉子育て係」から業務移動
- (3)養護老人ホーム入所措置に関すること。 ⇒ 「福祉子育て係」から業務移動

- (4) 老人福祉センターに関すること。 ⇒ 「福祉子育て係」社会福祉施設業務の一部移動

江差町課設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	温 出
(課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条の規定に基づき、次の課を置	(課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条の規定に基づき、次の課を置
く。 総務≣果	く。 総務課
まちづくの推進課	まちづくり推進課
月7.以示 私统第 表述	以及3.3.1.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.
健康推進課町完結批課	健康推進課 田民福祉課
高齢あんしん課	
産業振興課 治分額光課	産業振興課 治分額光課
建設水道課	建設水道課
(分掌事務)	
い と	\mathcal{C}
総務課 格 サイブノク推准書 政	誘発課
税務票 略	
健康推進課	健康推進課
(1)特定健診及び生活習慣病予防の推進に関する事項(2)保健系院及7性治療に関する事項(2)保健系院第1に関する事項	(1)特定健診及び生活習慣病予防の推進に関する事項(2)保健系院及7铢道に関する事項(2)保健系院及7铢道に関する事項
(2)不降子が父の指令にあるの子が(3)国民健康保険に関する事項	(2) / 護保険に関する事項 (3) / 護保険に関する事項
手金に関する事	(4)地域包括支援業務に関する事項
即民福祉課	町民福祉課
(1)総合窓口に関する事項 (2)戸籍及714年民基本会帳に関する事項	(1)総合窓口に関する事項 (2)戸籍及7 1件民基本台帳に関する事項
(3)諸証明に関する事項	(3)諸証明に関する事項
	(4)国民健康保険に関する事項
	(5)国民年金に関する事項
<u>(4)</u> 社会福祉(C関する事項	(6)社会福祉に関する事項
(5)保音所に関する事項	(1) <u>高齢(心)次に対する事項</u> (8)保音所に関する事項
<u>(6)</u> 子育て支援に関する事項	(9)子育て支援に関する事項

	留	留	留	
	産業振興課	追分観光課	建設水道課	
高齢あんしん課 (1)介護保険に関する事項 (2)地域包括支援業務に関する事項 (3)高齢者支援に関する事項	産業振興課 略	追分観光課 略	建設水道課 略	

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前 (家庭的保育事業者等の一般原則] 紙 (家庭的保育事業者等の一般原則)

(盤) い条 (盤) $2\sim4$

6条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達 次 条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第1 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、 成するために必要な設備を設けなければならない。 Ŋ

(盤) 9

(保育所等との連携)

問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条 (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならな 以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以 い。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難で 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪 第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに 用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等 こよる保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育 る学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が あると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を 除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等 第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利 基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定め (子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第7条第4項に規定 する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。 継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所 については、この限りでない。 下回に、) 8

暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業 * 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、 (2)

(盤) い条 (盤) $2\sim4$

6条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達 狄 第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第1 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、 成するために必要な設備を設けなければならない。 2

(盤)

9

(保育所等との連携)

る学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければ 第6条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪 問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条 及び第5項、第16条並びに 用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等 による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育 基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定め (子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第7条第4項に規定 困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育 事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事 第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をい) 又は認定こども園 (同項に規定する認定こども園をい 継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所 ならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著し、 業者等については、この限りでない。 第1項及び第2項、第15条第1項 する保育所をいう。 ς° ۍ ا ا

*暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、 (2)

20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	清 十 十
吹止後	饮止則
者等に代わつて提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提	者等に代わつて提供する保育をいう。
供すること。	供すること。
(3) (略)	(3) (路)
2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、かの各号に掲げる要件の会	(新禄)
てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができ	
<u>る。</u> (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間で	
<u>それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (9) か頃7 相完よる油堆放力を行う考の木本の著数の液行77 お暗が生	
<u> </u>	
3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の	(新設)
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に	
係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。(1)、小strephののちま来を然ぶら時のの去事業を	
(I) 国際条座的体目事業自幸が参陸的体目事業寺で117%的人は事業所(次号にない) [事業宝権場所 という。) 以外の場所又は事業所に	
2011 (14年) 14 (14年)	
$ \times $	
ヽて「小規模保育事業A型事業者等」という。)	
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等	
を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認	
<u>める者</u>	
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。	2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
(1) ~ (3) (略)	$(1) \sim (3)$ (B)
(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事	(新設)
、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識 ※ギーゲー部で発売を持ている給食の趣旨を十分に認識	
し、衛生面、宋養面等、調埋業務を適切に逐行できる能力を有するとと	

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後

改正前

もに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育者の居宅的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条<u>第1項</u>第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

三生

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者 (次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)、第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第48条において準用する場合を含む。)、第2条及び第48条において準用する場合を含む。)、第2条及び第48条において準用する場合を含む。)、第248条において準用する場合を含む。)、第248条1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)が近立。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条_____第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

所到

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現 に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を

行う者 事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する 日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、 第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第55年(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第75年(110年文(1111年))の規定は、適用しなに第47条第1項本文(1111年))の規定は、適用しな

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	(新設)									
改正後	2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規	定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認	可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日まで	の間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び	第23条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しない	ことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の	提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法 (第10条の規定により、当	該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉	施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要	な体制を確保するよう努めなければならない。

㈱ユーラス江差風力地域貢献寄付金活用事業

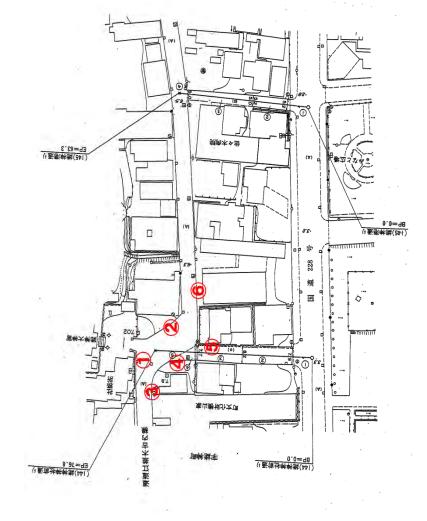
•

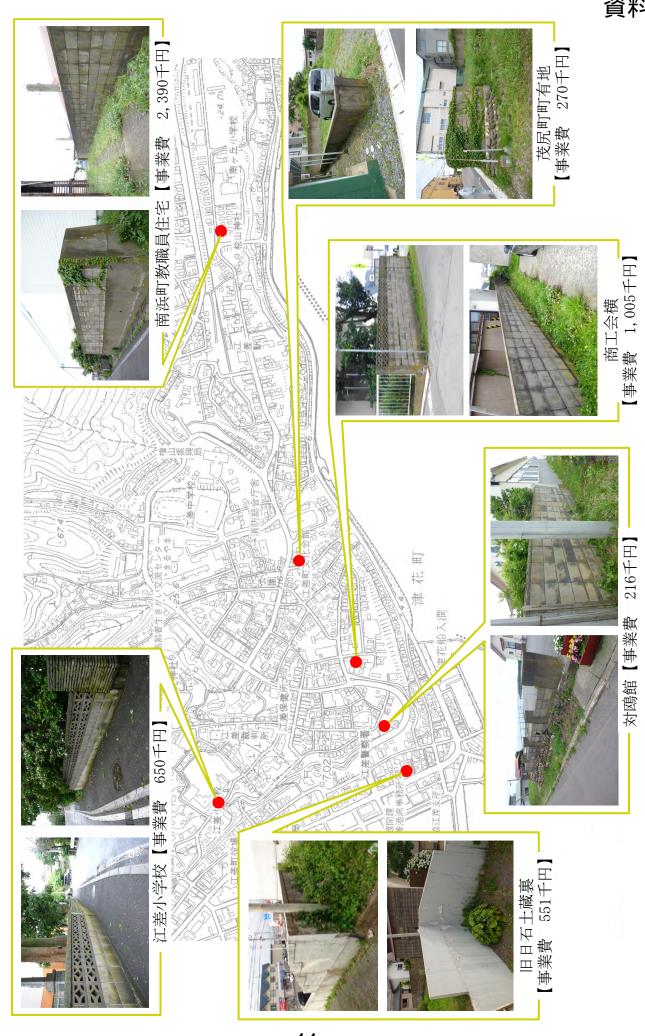
No.	所管課	ジャンル	事業内容	事業費	備考
1	追分観光課	文化・芸術	花火大会補助	$400,000$ $ $ h ξ ds	400,000 かもめ島まつり花火大会(財源更正)
2	建設水道課	環境・インフラ	街灯LED化	1,728,000 町道姥神中歌線 67所	坤中歌線 6 ケ所
		슈		2,128,000	

·町道姥神中歌線道路照明改良工事予定箇所図 (No.①~⑥ 67所)









町有施設等ブロック塀取り壊し箇所

■施 工 箇 所:役場庁舎

■事業費:6,002千円 ■施工内容:役場庁舎変圧器の交換(3台)及び

PCB含有調査







244千円 [事業費] 3, 第6次江差町総合計画基本構想策定業務の概要

くまちづくり推進課>

事業の目的

第5次江差町総合計画(2011年~2020年)の期間中であるが、第6次江差町総合計画を1年前倒しで計画を 策定することにより、各種の計画との整合性が図られることや一体的な計画の進行管理を図るものである。

〈参売〉

第6次江差町総合計画(2020年~2029年) 第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020年~2024年) 江差町都市計画マスタープラン(2020年~)

事業の概要

町民アンケートの内容設計等(サンプル数 2,000 人・印刷・送料含む)

町民アンケートの実施及び分析、集計等(目標回収率:3割)

第5次総合計画の検証作業

庁内各種計画の内容把握等

スケジュール

プロポーザル公告 Щ ര プロポーザル実施 10月 匹 ď

町民アンケート実施

第5次総合計画の検証作業及び庁内各種計画の整理等 アンケート集計・分析・報告書作成

成果品納入 Щ ო

第5次江港巴統伯計画

2011年~2020年



介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用した集会施設の改修内容

1 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金(うち介護予防拠点整備事業)の概要

介護予防拠点整備事業について

高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や、見守り・安否確認等の 生活支援の活動拠点となる「介護予防拠点」を整備する費用の支援をします。

新築する場合に限らず、既存施設を介護予防拠点として改修する場合や 特養等他施設に併設する形で整備する場合についても、補助対象となります。

補助基準額

施設数 × 8,500 千円 (補助率10/10)

※対象経費が8,500 干円に満たない場合は、実際の 経費分までが補助金額となります。

改修の例

- 複数の予防事業を同時におこなえるように、集会所に間仕切りを設置する改修
- 集会所の畳の床をフローリングにして介護予防教室(体操等)を実施できるようにする改修
- 予防事業を行う施設のトイレの改修や段差の解消などのバリアフリー改修
- ・商店街の空店舗を介護予防拠点として再利用するための改修

など

2 各集会施設の改修概要等

(単位:千円)

施設名	主な改修の内容	補正予算額	交付金見込み額
鰄川寿の家	・トイレのバリアフリー化改修 (男女別化、洋式化、水洗化、	8, 230	8, 229
越前寿の家	段差等解消など)・玄関等のバリアフリー化改修(本間のスコープ部署 席下符)	8, 446	8, 445
泊生活館	(玄関のスロープ設置、廊下等 の段差解消など)	8, 489	8, 488
	計	25, 165	25, 162

※仮設トイレの経費207千円は除く。

江差町老人福祉センター浄化槽ばっ気ブロワー取替工事の概要

(事業費:499千円)

【工事概要】

当該施設に設置されている浄化槽ばっ気ブロワーについては、通常2基による交互運転 により稼働するが、経年劣化が著しく、うち1基が故障し運転不能となった。

現在、1基により稼働しており、浄化槽機能の停止を避け2基による正常な稼働状況に 回復する必要があることから、機器の取替えを行う。

(1) 工事場所 江差町老人福祉センター (江差町字新栄町 264 番地 2)

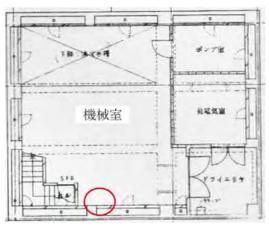
地階「機械室内」

(2) 工事内容 浄化槽ばっ気ブロワー1基の取替え

規格: HC-50S1.5KW1基、40×5KBSR(ゲート弁)1 個 他

【工事期間】平成30年10~11月





停止中の浄化槽ばっ気ブロワー (左側)





江差町老人福祉センター外構改修工事の概要

(事業費:2,430千円)

【工事概要】

当該施設の外塀は、高さ 1.8~2.6m程の木塀で、上部には「瓦」が施されており木製の控え部分の腐食と金具部分の一部損傷が見られ、地震等による倒壊が懸念される。このため、外塀の全部を解体・撤去し、施設正面左側に新たなフェンスを設置する。

また、新栄沢川砂防工事により廃止する来館者用駐車場の代替として、当施設の正面右側のスペースに収容台数8台分の駐車場整備をあわせて行う。

【工事内容】

- (1) 外塀取壊し(一部基礎部分を含む)
- ・施設正面(左側) L=10.8m
- ・施設正面(中央) L= 3.6m
- ・施設正面(右側) L=16.2m
- (2) フェンス新設(施設正面左側)
- · L=10.8m (H=0.6m)
- (3) 駐車場新設(施設正面右側)
- · A=150 m² (収容台数8台)



江差町老人福祉センター (江差町字新栄町 264 番地 2)

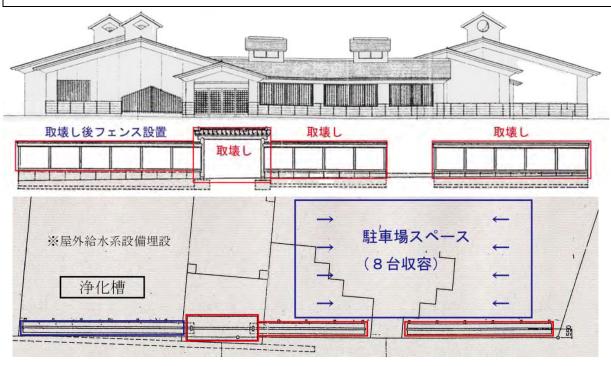
【工事期間】

平成30年10~12月









不妊治療費助成事業概要 【事業費】1,942 千円

【事 業 名】 不妊治療費助成事業

【目 的】 不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを望む夫婦が治療に取り組みやすい環境を整える。

【対象要件】 次のいずれにも該当する者。

- 夫婦ともに江差町に住所を有する者。
- 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ・ 町税の滞納がないこと。
- ・ 医療保険に加入していること。

【助成内容】

- ①一般不妊治療費用の助成
 - 1)助成額:10分の10。但し1年度あたり10万円を上限。
 - 2) 助成期間:治療開始年齢が40歳未満、通算2年度まで。

② 特定不妊治療費用の助成

- 1) 助成額:治療に要した費用から、北海道が助成する額を差し引い た額の 1/2。但し 15 万円を上限。
 - ※別紙治療ステージの C、F の治療については 7 万 5 千 円を上限)
- 2)助成回数:初めて助成を受ける治療初日の年齢が40歳未満・・・通算6回40~42歳・・・通算3回
- ③ 男性不妊治療費用の助成
 - 1)助成額:治療に要した費用から、北海道が助成する額を差し引いた額の1/2。但し15万円を上限。
 - ※特定不妊治療と合わせて実施した治療に限る。
 - 2) 助成回数:特定不妊治療の回数に準じる。
- *①~③について「所得制限はなし」とし、道の助成対象外の人(夫婦の所得合計730万以上)については、自己負担額の1/2について上記の上限で助成。

【施 行】 平成30年10月1日

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

		助成対象範囲				出油	対象			衣	※ 外
	(灶)	移植のおおむね2週間後)妊娠の確認	1日								
	恒	黄体期補充療法	10日								
	凍結胚移植		1日								
胚移植	凍約	(自然周期で行う場合もあり)薬品投与	7~10日								
团		胚 無結									
	新鮮胚移植	黄体期補充療法	10日								
	新鮮		1日								
(指	北野	寒・媒精(顕微授精)・培養) 受 特	2~5日								
		採精 (夫)	1日								
			1日								
採卵まで		(自然周期で行う場合もあり)薬品投与(注射)	10日								\
Į	<u>#</u>	(自然周期で行う場合もあり)薬品投与(点鼻薬)	14日								
		治療内容	平均所要日数	新鮮胚移植を実施	凍結胚移植を実施*	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	採卵準備、体調不良等により治療中止
				4	В	O	۵	Ш	т.	ڻ ت	I

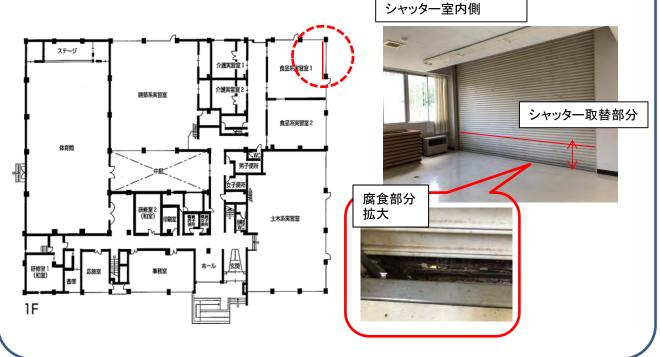
* B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。 * 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

檜山地域人材開発センター

◎食品系実習室シャッター修繕

檜山地域人材開発センター食品系実習室のシャッターが腐食している状況。 食品衛生環境を保持するために、シャッター下部30cm程度を取替補修するもの。

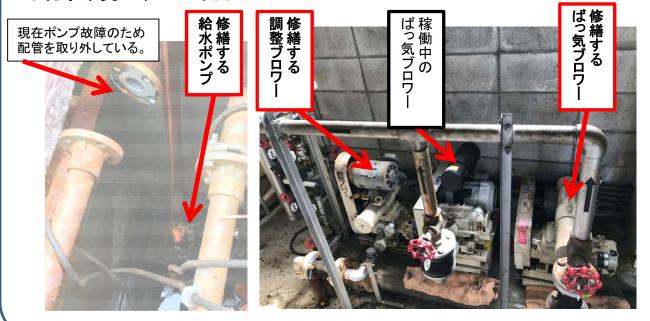




◎浄化槽ブロアー取替工事

檜山地域人材開発センターの浄化槽施設に設置されているブロワー3基のうちばっ気ブロアーと調整ブロアーの2基が故障し、あわせて給水ポンプが故障している。故障したブロアー2基と給水ポンプを新たなものに取り替えるもの。

◎総事業費 1.230千円



江差版観光DMO "(仮称) 北海道江差まちづくり機構"の設立について

1. 役割

町民、企業、行政、関係団体のほか、町外からの観光客等の間に位置し、町内に ヒト・モノ・カネを循環させ、観光によってより大きな経済波及効果をもたらす役 割を担います。

2. 組織等

○形態 「一般社団法人」(設立予定日: H30年10月)

○構成員 「代表者」: 江差町長、「事務局長」: 当面は町職員が兼務、「スタッフ」:

地域おこし協力隊等(事務局長は、外部人材の招へいを目指す)

○事務所 「開陽丸青少年センター内」

3. 主な実施事業

○観光客の受入体制の整備

町を訪れる観光客の滞在時間を延ばすため、町内の人材や観光資源を活かした体験型観光メニューを構築し、観光客の誘致を行います。

○観光情報の管理・発信

町の魅力や旬な話題を伝えるため、webサイトやSNS等を活用して、効果的に情報発信を行います。

〇町内産品等の販売 • PR

観光客の増加を町の経済振興に結びつけるため、アンテナショップ「ぷらっと江 差」の運営をはじめ、特産品の開発や、イベントの実施などを行います。

4. 今後の見通し

〇日本版DMO候補法人の登録

観光庁の日本版DMO候補法人の登録することにより、国による様々な支援を受けることを目指します。

〇取組内容の充実・拡充

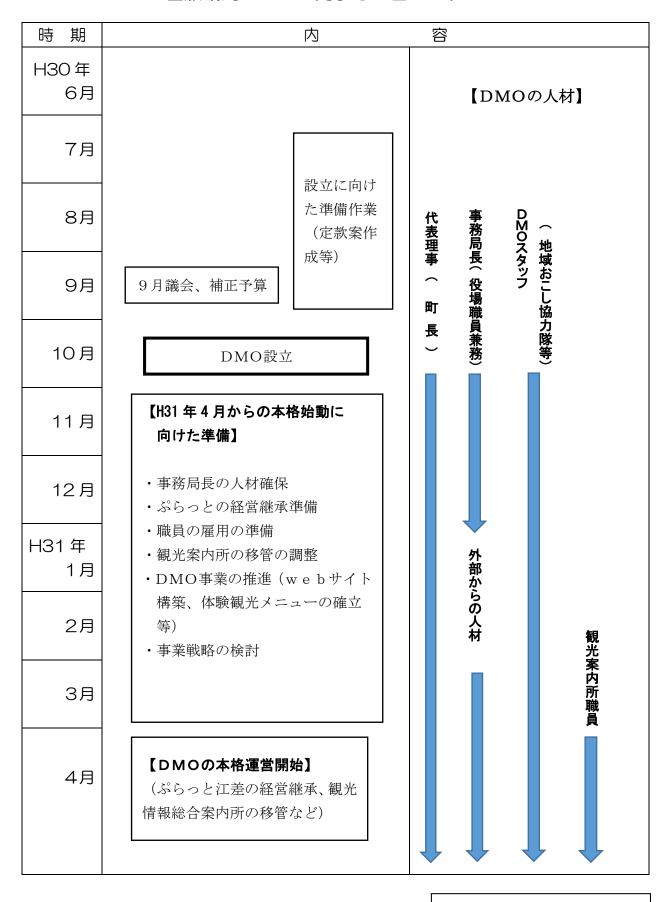
上記の取組を進めることによりDMOの基盤を強化しながら、取組内容の充実や、 新たな事業を追及していきます。

○関係機関との連携等

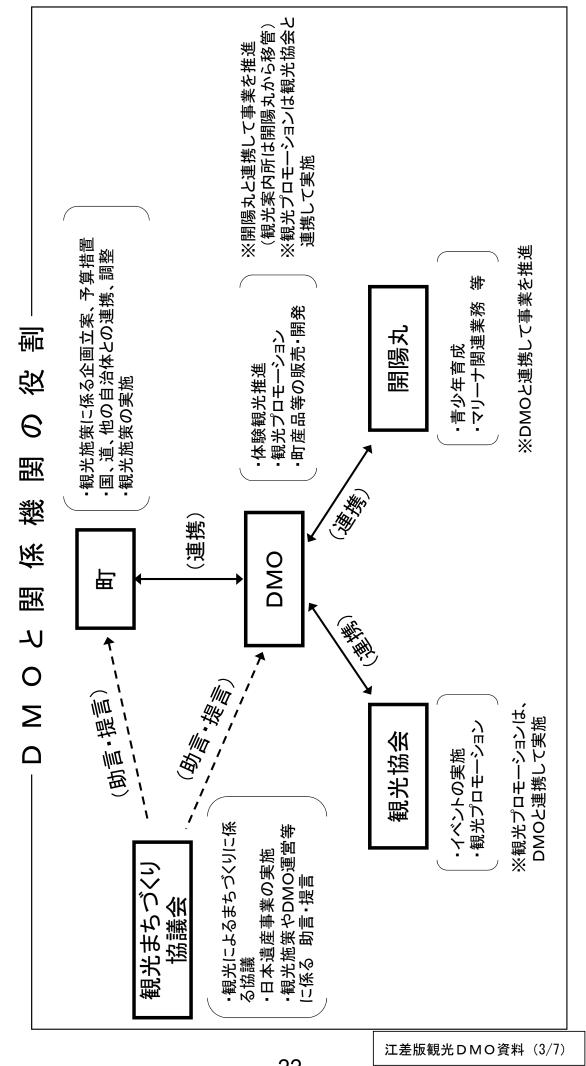
効率的な組織運営と効果的な観光戦略の実現のため、当面は開陽丸青少年センターと連携を図りながら、組織の統合に向けた調整を進め、さらには観光コンベンション協会との関係における組織のあり方の検討を進めていきます。

江差版観光 DMO資料 (1/7)

江差版観光DMOに関する当面のスケジュール



江差版観光 DMO資料(2/7)



江差版観光DMOの設立等に係る所要額 【H30年9月補正予算】

(単位:千円)

項目	金額	備考
○法人設立経費	129	登記費用等
○備品費	640	机、イス等
○手数料	100	営業許可申請等手数料
○工事費	1,000	通信回線工事費
○消耗品費	300	事務用品
○旅費	402	出張旅費
合 計	2, 571	

江差版観光DMO資料(4/7)

江差版観光DMO"(仮称) 北海道江差まちづくり機構" 定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、(仮称) 一般社団法人北海道江差まちづくり機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道檜山郡江差町に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、江差町における観光振興によるまちづくりの推進を目的とし、次の事業を行う。
 - 1. 観光振興に関する戦略の策定
 - 2. 来町者の受入体制の整備に関する事業
 - 3. 来町者の誘致に関する事業
 - 4. 観光情報の管理及び発信に関する事業
 - 5. 商品またはサービスの開発及び販売に関する事業
 - 6. 観光関連施設の管理及び運営に関する事業
 - 7. 観光に関わる人材の育成事業
 - 8. 観光関連のイベントに関する事業
 - 9. 旅行業
 - 10. 観光関連の業務受託に関する事業
 - 11. その他、当法人の目的を達成するための事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

- 第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を当法人の社員とする。
- 2 当法人の成立後に社員となるには、当法人所定の書面による申込をし、社員総会 の承認を得なければならない。

(社員の資格喪失)

- 第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき。
 - (2) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
 - (3)総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、本人の申し出により退社することができる。退社の申し出は、1か

江差版観光DMO資料(5/7)

月前までに行うものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社できるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第9条 社員総会は、代表理事が招集する。

第4章 役員

(理事の員数)

第10条 当法人の理事の員数は、1人以上とする。

(代表理事)

第11条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選 任するものとする。

(理事の職務及び権限)

第12条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報酬等)

第13条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第14条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第15条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第6章 解散及び清算

(解散)

第16条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併(当法人が消滅する場合)
- (3) 破産手続き開始の決定
- (4)裁判所の解散命令

江差版観光DMO資料(6/7)

(残余財産の帰属)

第17条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、 他の法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第18条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第19条 当法人の設立時の社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

住所 〇〇〇

氏名 〇〇〇

(設立時の役員)

第20条 当法人の設立時理事(代表理事)は、次のとおりである。

設立時理事 (代表理事)

住所 〇〇〇

氏名 〇〇〇

(定款に定めのない事項)

第21条 この定款に定めのない事項は、法令の定めるところによる。

以上、(仮称) 一般社団法人北海道江差まちづくり機構を設立するためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員

住所 〇〇〇

氏名 〇〇〇

江差版観光DMO資料(7/7)

普通河川陣屋川護岸整備調査設計業務予定箇所図



江差港新北埠頭侵入防止柵整備事業の概要

〈町単独事業〉

事業費:1,880千円

事業主体:江差町(港湾管理者)

<所管課:産業振興課>

一般財源:1,880千円

【補正財源構成】

事業の必要性

新北埠頭は、本年3月からこれまでの間、風車建設部品の保管・運搬等のため、港湾利用者が設置した侵入防止柵により適 正に管理されているが、本年10月末(予定)の作業終了に伴い、柵の撤去が予定されている。

同埠頭東側の大型引戸門扉が老朽化のため破損しており、扉が落下する恐れがあることから、風車運搬作業終了後には早

同埠頭は通常船舶の停泊がなく、人目も届かないことから、密漁やゴミの不法投棄等を懸念する声が漁業者から上がってい るほか、雪捨てが原因で用地が使用できず、急きょ町で除雪を行なうなど、以前から管理上、様々な問題が生じている。 急に撤去する必要がある。(北海道開発局からも早急な対応が求められている)

このため、これまでも簡易なバリケードや看板を設置し、立入禁止としてきたが効果が見られないため、その対応を検討してい たところ、本年3月に港湾利用者が設置した侵入防止柵が効果的であることが実証されたことから、10月末(予定)の撤去に合 わせ、港湾管理者として新たに侵入防止柵を設置し、継続して適正な管理が図られるよう予算措置を講じるものである。



フェンス等の組み合わせにより東西2箇所の出入口(幅約30m)に侵入防止柵

単管パイプ、キャスターゲート、ガード

東側大型引戸門扉の撤去・処分

新北埠頭

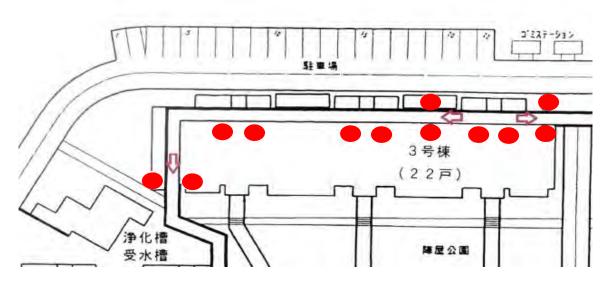
■万物

【西側侵入防止柵(使用者設置)単管パイプ、 キャスターゲート、ガードフェンス等で構成】



【東側侵入防止柵(使用者設置)と大型引戸門 扉の破損状況】

■ ○ 改修防火扉位置 (陣屋団地3号棟) ■ 事 業 費:3,024千円 ■ 施工内容:一部防火扉の交換、建付け調整等











資料17

吊下げ式パスケットゴール 1対分 ゴールリング劣化

不良箇所



吊下げ式バスケットゴール 1対分



バックボード劣化・剥離

不良箇所



吊上げワイヤー摩耗・劣化 ※要注意 吊下げ式パスケットゴール 1対分

不良箇所



滑車(中間車)摩耗

吊下げ式バスケットゴール 1対分

吊下げ式バスケットゴール 1対分

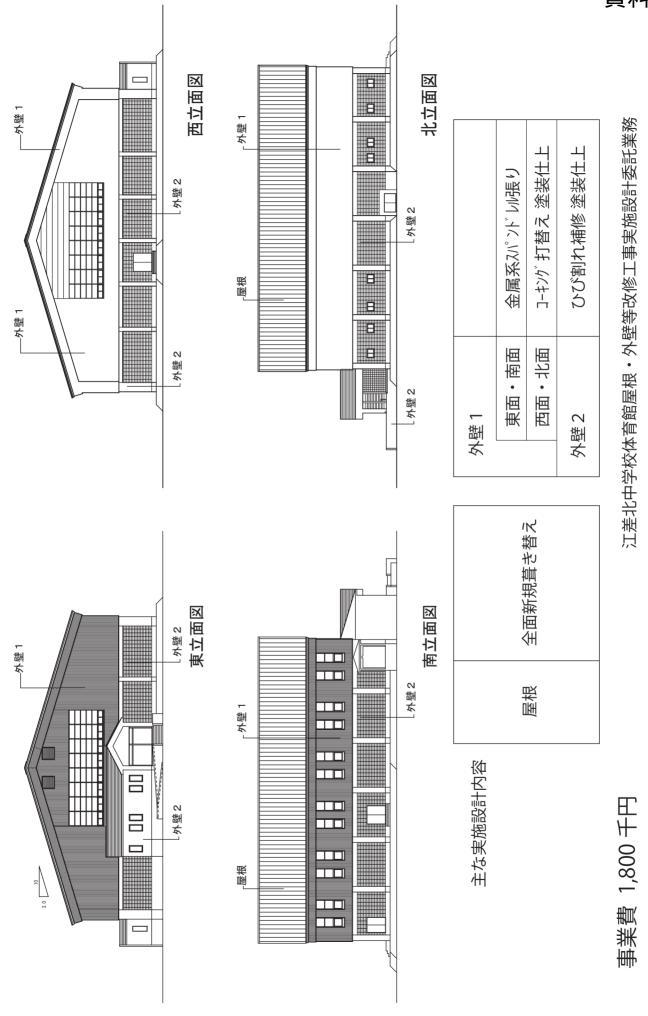
不良箇所

ウインチ老朽化

不良箇所

吊下げ式パスケットゴール 1対分 滑車(直上車)摩耗 不良箇所

滑車・ウインチ・ワイヤー・バックボード取替 1対 江差小学校バスケットゴール改修 1,379 千円



【平成30年度 国·〕	・道への要望等状況一覧】	(平成30年6月1日か	(半成30年6月1日から半成30年8月31日)
要望団体	要望内容	要望先	(編) 本
	2019檜山圏域における地方創生推進の重点懸案事項に関する提案	函館開発建設部	6月26日
	■『しごと』の創生―農林水産業の振興―	函館建設管理部	(函館市·札幌市)
	・持続可能な農業経営の確立	北海道	
	・森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化	北海道開発局	
	・水産業の振興対策の推進	地元選出道議他	
	・檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進		
	■『ひと』の創生―地域医療・子育て・福祉施策の充実―		
檜山地域振興協議会	・地域医療体制の充実・強化		
	・子育て・福祉施策の充実		
	■『まち』の創生―「地方創生」を支える社会資本等の整備―	関係省庁	日 2 2 日 日
	・安心、安全な交通網の確保等	地元選出国会議員他	(東京都)
	・治水事業等の促進		
	・離島住民の交通の確保		
	・半島振興の充実・強化		
	■国土保全や地方財政措置の充実		
	・町村財政基盤の強化		
	・準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充		

「木古内・江差 間」整備促進協議			
」整備促進協議	古内・江差間」の早期事業着手について 〇道路予算の総額確保	函館建設管理部	(要望書提出) (函館市・札幌市)
	○北斗茂辺地IC~木古内IC(仮称)間の整備促進	北海道開発局	
H	○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木 古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手 [地元選出代議士	
	について	国土交通省	6月27日
		財務省	(要望書提出) (声 古 對)
		地元選出代議士他	₹
※6/26~6/27の協議会	※6/26~6/27の協議会要望書提出は檜山地域振興協議会と連携		
高規格幹線道路■	■高規格幹線道路函館・江差自動車道「木古内・江差間」	• 国土交通省観光庁	7月24日
「木古内・江差	整備促進に関する協議について	(水嶋 観光庁次長)	(東京都)
間」整備促進協議			
♦ ₩			
江差町	■漁村の活性化と漁港の有効活用に関する協議について	·農林水産省水産庁 (岡 漁港漁場整備部長)	
江差町古	■高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木 古内・江差間」の早期事業着手について	自由民主党北海道第八選举区支部「移動政調会」	8月17日 (要望書提出)
I	○道路予算の総額確保 ○北斗茂辺地IC~木古内IC(仮称)間の整備促進 ○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木 古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手		(江) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五

主要道道江差・木古	主要道道江差・木古 ■主要道道江差・木古内線の整備充実について ・※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	函館建設管理部	8月21日~22日
内線整備促進期成会	○道路整備の安定的な財源確保等について○主要道道江差・木古内線の整備促進について	北海道建設部	(要望書提出) (函館・札幌)
高規格幹線道路「木	■高規格幹線道路函館・江差自動車道整備における「木古 函館開発建設部	函館開発建設部	8月21日~22日
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	内・江差間」の早期事業化について	北海道開発局	(要望書提出)
古八• 江左周」 整備	○道路予算の総額確保		(函館・札幌)
促進協議会	○北斗茂辺地IC~木古内IC(仮称)間の整備促進		
	○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木		
	古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手		
	について		